妊娠がわかったら

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

お子さまの健康に関する事業や育児に関する相談などを行っています。お気軽にご相談ください

問 こども家庭支援課 ☎072-956-1000

妊娠がわかったら

まずは妊娠届を提出し
母子健康手帳を
受け取りましょう

お母さんとお子さまの健康状態や予防接種の記録とともに、母子保健サービスの案内を記載しています。常に持ち歩き、なくさないようにしましょう。

届出先 こども家庭支援課（保健センター）

必要なもの
- □ 本人確認書類
- □ マイナンバーが確認できるもの

同時に交付されるもの
- □ 妊産婦健康診査受診券
- □ 妊婦歯科健康診査受診券
- □ 乳児一般健康診査の受診票 …P28へ
- □ 新生児聴覚検査受検票

出産後

ママと赤ちゃんの健康についてはP24,28をご確認ください。

※1（転入された方は前住所地で交付された受診券は利用できません。こども家庭支援課へ交換にお越しください。）

妊婦健康診査を受けましょう

お母さんと赤ちゃんの健康状態を確認する大切な健診です。妊婦健康診査受診券により14回分の費用が助成されます。

場所 大阪府内の実施医療機関
（他府県で受診を希望される方はこども家庭支援課へお問い合わせください。）

必要なもの
- □ 健康保険証　□ 母子健康手帳
- □ 妊婦健康診査受診券 ※1

妊婦歯科健康診査を受けましょう

妊娠中はホルモンの影響などで、虫歯や歯周病にかかりやすくなります。妊娠中（妊娠週数16～27週が望ましい）一回に限り診察および保健指導を受けることができます。

場所 妊婦歯科健診実施機関 …P19へ
（実施歯科医療機関以外で受診された方への助成はありません。）

必要なもの
- □ 健康保険証　□ 母子健康手帳
- □ 妊婦歯科健康診査受診券 ※1

〈以下は広告スペースです〉

内科・婦人科
江藤クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00 ～ 13:00	○	○	○	○	○	○	×
17:00 ～ 20:00	○	○	○	×	○	×	×

【休診】木曜午後、土曜午後、日曜、祝日
※受付は診療終了の 30 分前までとなります。

〒583-0861
大阪府羽曳野市西浦 1242-6
TEL.072-956-8881

妊婦歯科健診実施医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
さわだデンタルクリニック	古市4-1-1	072-958-1182
松田歯科医院	古市5-12-14	072-958-5211
すぎわけ歯科	古市6-1-21	072-958-8258
齋藤歯科医院	白鳥1-2-16	072-958-0612
西谷歯科クリニック	白鳥1-12-5	072-978-8686
吉田歯科クリニック	白鳥2-3-11	072-956-8862
橘歯科医院	白鳥2-11-3	072-958-2262
ふなき歯科	白鳥2-16-29	072-950-0118
渋谷歯科医院	栄町3-7	072-958-7718
神谷歯科医院	栄町4-1	072-956-1680
角田歯科医院	栄町4-11	072-958-3182
荒木歯科医院	翠鳥園380-1	072-958-1181
上野山歯科医院	西浦931-1	072-958-8288
おくの歯科医院	東阪田247-2	072-950-1182
比奈本歯科	羽曳が丘4-14-6	072-957-3088
はら歯科医院	羽曳が丘西1-4-42	072-959-0418
たにぐち歯科医院	羽曳が丘西2-4-4	072-958-1873
山岡歯科医院	はびきの1-4-6	072-958-6996
北山歯科クリニック	はびきの2-7-36	072-950-2700
はびきヶ丘デンタルクリニック	はびきの2-8-3	072-950-0338
山口歯科医院	はびきの7-707-1	072-936-3131
さとう歯科医院	野々上3-3-19	072-952-0002
音野歯科医院	野々上5-5-18	072-952-8241
天仁病院(歯科・口腔外科)	伊賀11-1	072-939-8561
山本歯科	河原城61-17	072-955-2285
塚本歯科医院	河原城761	072-955-8111
まつだ歯科クリニック	埴生野560-1	0120-085-118
東浦歯科クリニック	向野3-1-10	072-955-4800
牧浦歯科医院	高鷲4-4-4	072-939-1456
的場歯科	高鷲7-1-8	072-952-1414
タケダ歯科	高鷲9-496-2	072-938-6480
芝池歯科医院	恵我之荘1-2-2	072-955-8815
きたで歯科クリニック	恵我之荘2-1-4	072-931-0118
加藤歯科	恵我之荘4-4-25	072-955-0264
青木歯科	恵我之荘5-1-6	072-955-1003
フジモリ歯科医院	南恵我之荘2-9-7	072-927-1518
和島歯科医院	南恵我之荘4-5-23	072-930-5454
宮脇ヤスコ歯科クリニック	南恵我之荘7-1-2	072-952-8249
覚道歯科医院	島泉1-24-8	072-938-3307
木下歯科医院	島泉3-3-17	072-955-3317
のだ歯科医院	島泉8-15-7	072-952-6480

マタニティスクール

こども家庭支援課では、妊婦さんの相談の場や仲間づくりの場になればとマタニティスクールを開催しています。
※詳しい日程についてはこども家庭支援課へお問い合わせください。

マタニティスクールプログラム

1回目「マタニティクッキングと助産師に聞く心とからだの準備」
2回目「パパ・ママの役割 育児レッスン」～お風呂の入れ方、パパの妊婦体験～
3回目「赤ちゃんの育て方 産後の生活について」

マタニティ交流会

妊婦さん同士の交流や心配事、悩み事について助産師や保健師に相談できます。
※詳しい日程についてはこども家庭支援課へお問い合わせください。

出産・子育て応援交付金事業

問 **こども家庭支援課** ☎072-956-1000

全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

出産応援給付金

令和4年4月1日以降に妊娠届出をされた方1人につき50,000円相当の電子クーポン

子育て応援給付金

令和4年4月1日以降に出生したお子さま1人につき50,000円相当の電子クーポン

伴走型相談支援

妊娠届出時面談・妊娠8か月頃面談・新生児訪問のときに、保健師・助産師等が妊娠・出産・子育てに関する不安や疑問にお答えします。

助産制度

経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊婦の方を対象に、指定の助産施設（病院）へ入所（入院）し、出産費用を助成する制度です。対象は生活保護世帯、市民税非課税世帯等の妊産婦です。一部負担金が必要な場合があります。
詳しくは、こども家庭支援課までお問い合わせください。

出産育児一時金の請求

問 **保険年金課** ☎072-947-3603

健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関等が行う制度です。出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されるため、退院時に窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなります。

受取代理制度 妊婦などが、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う場合、出産する医療機関等にその受け取りを委任することにより、医療機関等へ直接出産育児一時金が支給される制度です。

国民年金保険料の産前産後期間の免除申請 出産予定日の6か月前～出産後いつでも

問 **天王寺年金事務所** ☎06-6772-7531　**保険年金課** ☎072-947-3600

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の国民年金保険料が免除される制度です。
※産前産後免除期間は、平成31年4月以降の期間に限ります。
上記の期間は保険料を全額納付した期間としてみなされます。

対　象 国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方

必要なもの
- 基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの
- 母子健康手帳など（出産後、市で出生の確認ができる場合は不要）

※厚生年金に加入中の方は、事業主が手続きを行います。
※出産後の年金手続きについての詳細は、日本年金機構ウェブサイトをご覧ください。

大阪府 × くらしに笑顔お届けします 大阪いずみ市民生活協同組合

大阪府と大阪いずみ市民生活協同組合は包括連携協定を締結しています。

いいものいっぱい詰め合わせ♪

はじまるばこ

粉ミルクをはじめ、赤ちゃんやママをサポートする食品、日用品、情報紙をつめこみました。
※時期によって内容は異なります

対象

大阪府在住の
1歳までのお子さま
（対象のお子さまお１人につきお１つ）

応募方法

インターネットから
お申込みください。

くわしくはこちら

■この件に関するお問い合わせは…
大阪いずみ市民生活協同組合 **0120-031-001**

※プレゼントの商品および発送について、府・市町村は一切の責任を負いません。

受付時間 月曜日～土曜日 9:00～ 20:00（携帯・PHSからもつながります）

国民健康保険料の産前産後期間の免除申請

問 保険年金課 ☎072-947-3602

国民健康保険被保険者が出産した際に、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎の場合は6か月間）の保険料が免除される制度です。

※令和6年1月以降の期間に限ります。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産（死産・流産・早産等を含む）をいいます。上記の期間は、被保険者本人分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。

出産前に届出される場合

- 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

（注）別世帯の方が申請される場合は世帯主からの委任状が必要になります。

- 届出書
- 出産予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類（母子健康手帳の写しなど）

（注）多胎妊娠の場合は人数分の母子健康手帳の写しが必要となります。

出産後に届出される場合

- 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

（注）別世帯の方が申請される場合は世帯主からの委任状が必要になります。

- 届出書
- 出産日のわかるものは原則不要

（注）被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書などの出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。